○環境省告示第百四十四号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第七項ただし書の規定に基づき、次のように鳥獣保護区を更新したので、同条第九項において準用する同法第十五条第二項の規定により公示する。

更新された鳥獣保護区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十四年十月三日

環境大臣　長浜　博行

一　名称

藤前干潟鳥獣保護区

二　区域

愛知県名古屋市及び海部郡飛島村の各一部

（区域図省略）

三　存続期間

平成二十四年十一月一日から平成四十四年十月三十一日まで

四　鳥獣保護区の保護に関する指針

㈠　鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、伊勢湾奥部に残された唯一の大規模な干潟である庄内川・新川・日光川河口干潟を中心とする区域で、東アジア―オーストラリア渡りルート上の中継地となっていることから、シギ・チドリ類、ガンカモ類、サギ類等の渡り鳥が多数渡来する。

春秋の渡りの時期及び越冬期には、ハマシギ、トウネン及びオオソリハシシギを始め、環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧Ⅱ類のアカアシシギ、ホウロクシギ等の希少種も含む各種シギ・チドリ類が多数渡来し、採餌・休息等の場として利用している。また、冬季にはロシア極東、アラスカ等から多数のガンカモ類が渡来し越冬する。その他、サギ類、カモメ類及び猛禽類も多数渡来又は生息し、その中には、絶滅危惧ⅠB類のクロツラヘラサギ、チュウヒ、絶滅危惧Ⅱ類のハヤブサ、コアジサシ等の希少種も含まれている。

なお、干潟に連続する庄内川・新川下流部河岸にはヨシ原が広がり、日光川下流部は淡水の静穏な水面が保たれていることから、草原性の鳥類、淡水性のカモ類等の生息地となっており、干潟部と併せて鳥類の良好な生息環境となっている。

このように、当該区域は全国的及び国際的見地から渡り鳥の保護上重要な区域となっており、保護を図るべきと認められることから、当該区域を集団渡来地の保護区として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息するシギ・チドリ類を始めとする鳥類の保護を図るものである。

㈡　鳥獣保護区の管理方針

イ　鳥類のモニタリング調査等を通じて、当該区域内の鳥類の生息状況の把握に努め、必要に応じて保全対策を講じる。

ロ　鳥類を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥類の生息への影響を防止するため、現場の巡視や名古屋市等の関係地方公共団体、関係機関、地元ＮＧＯ、地域住民等と連携した普及啓発活動等に取り組む。

ハ　鳥類の生息に影響のない範囲内で、自然観察、環境学習等の場として活用を図る。

○環境省告示第百四十五号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定に基づき、藤前干潟鳥獣保護区の区域内に次のように特別保護地区を指定したので、同条第四項において準用する同法第十五条第二項の規定により公示する。

指定された特別保護地区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十四年十月三日

環境大臣　長浜　博行

一　名称

藤前干潟特別保護地区

二　区域

愛知県名古屋市及び海部郡飛島村の各一部

（区域図省略）

三　存続期間

平成二十四年十一月一日から平成四十四年十月三十一日まで

四　特別保護地区の保護に関する指針

㈠　特別保護地区の指定目的

当該区域は、伊勢湾奥部に残された唯一の大規模な干潟である庄内川・新川・日光川河口で、ゴカイ、アナジャコ等の底生生物が豊富に生息していることから、当該区域に飛来するシギ・チドリ類、ガンカモ類、サギ類等の渡り鳥の重要な採餌場所となっている。

春秋の渡りの時期及び越冬期には、ハマシギ、トウネン、ダイゼン、オオソリハシシギ及びメダイチドリを始め、環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧Ⅱ類のアカアシシギ、ホウロクシギ等の希少種も含む各種シギ・チドリ類が多数渡来し、採餌・休息等の場として利用している。また、冬季にはロシア極東、アラスカ等から多数のガンカモ類が渡来し越冬する。その他、サギ類及びカモメ類も多数渡来又は生息し、その中には、絶滅危惧ⅠB類のクロツラヘラサギ、絶滅危惧Ⅱ類のコアジサシ等の希少種も含まれている。

このように、当該区域は全国的及び国際的見地から渡り鳥の保護上重要な区域となっており、保護を図るべきと認められることから、当該区域を集団渡来地の保護区として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十九条第一項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息するシギ・チドリ類を始めとする鳥類及びその生息地の保護を図るものである。

㈡　特別保護地区の管理方針

イ　鳥類のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥類の生息状況の把握に努め、必要に応じて保全対策を講じる。

ロ　鳥類を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥類の生息への影響を防止するため、現場の巡視及び名古屋市等の関係地方公共団体、関係機関、地元ＮＧＯ、地域住民等と連携した普及啓発活動等に取り組む。

ハ　鳥類の生息に影響のない範囲内で、自然観察、環境学習等の場として活用を図る。

○環境省告示第百四十六号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項の規定に基づき、片野鴨池鳥獣保護区の区域を拡張したので、鳥獣保護区を指定した件（平成十五年十月三十日環境省告示第百十一号）の一部を次のように改正し、平成二十四年十一月一日から施行する。

変更後の鳥獣保護区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十四年十月三日

環境大臣　長浜　博行

二を次のように改める。

二　区域

石川県加賀市の一部（区域図省略）

四㈠及び㈡を次のように改める。

㈠　鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、石川県加賀市北西部に位置する片野鴨池及び周辺の水田を中心とし、秋から冬にかけて、マガン、ヒシクイ、マガモ、コガモ、トモエガモ等の一万羽を超える渡り鳥が飛来し、国際的に重要な渡来地として、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（以下「ラムサール条約」という。）の湿地に登録されている。また、環境省が作成したレッドリストで絶滅危惧ⅠB類に掲載されているオジロワシ等の希少な鳥類を始め百七十九種もの鳥類の生息が確認されるなど、鳥類の良好な生息環境が維持されている。また、鳥獣保護区北西端の区域について一部水面等が鳥獣保護区から外れていたが、既存区域と一体的な管理を行う上で必要であることから、当該区域をこれまで指定していた区域に加え拡大する。

このように、当該区域は特に渡り鳥の中継地又は越冬地として国際的に重要であることから、当該区域を集団渡来地の保護区として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に渡来する渡り鳥の保護を図るものである。

㈡　鳥獣保護区の管理方針

イ　良好で安定的な渡り鳥の渡来地としての機能を維持するための生息環境の保全や整備、鳥類による周辺農地における食害対策、移入鳥獣による生態系に係る被害等の防止等について、関係地方公共団体、関係機関、地域住民等と連携協力しつつ取り組む。

ロ　当該区域がラムサール条約の登録湿地であることに鑑み、鳥類に対して著しく影響を及ぼさないように生態系の保全を念頭においた持続可能な利用を図る。

ハ　片野鴨池観察館を拠点として、鳥類の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場又は環境教育若しくは環境学習の場として利用を進める。